

「治療証明書」 「施術証明書」の提出について

「共済金請求書」提出後、当社が必要と判断した場合（共済金が5万円以上の場合等）「治療証明書」又は「施術証明書」の提出をお願いすることがあります。

必要に応じて当社より提出依頼の文書をお送りします。

「治療証明書」「施術証明書」の様式は手引き及びHPには掲載していません。

医療機関等に作成依頼した「治療証明書」「施術証明書」の文書料について

2021年3月31日までに発生した事故 共済金請求者様の負担

2021年4月1日以降に発生した事故 当社負担（※但し、医療機関等へは共済金請求者様に立て替え払いしていただき、後日、当社より共済金振込口座へ送金いたします。）

参考

「治療証明書」……医療機関（病院・クリニック・医院）を受診した場合

「施術証明書」……施術所（接骨院・整骨院）を受診した場合